

2 各種証明書の交付手数料の免除

罹災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用される場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【手数料が免除できる証明書の種類】

- ① 印鑑登録証明書
- ② 住民票謄本・抄本
- ③ 除かれた住民票謄本・抄本
- ④ 戸籍謄本・抄本
- ⑤ 除籍謄本・抄本
- ⑥ 戸籍の附票
- ⑦ 所得証明書
- ⑧ 課税証明書
- ⑨ 納税証明書
- ⑩ 資産証明書
- ⑪ その他町税に関する証明書

※各種証明書の交付請求の際は、印鑑を持参のうえ、本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳等の写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証等については2点）を提示していただく必要があります。

※手数料の免除には、罹災証明書（コピー可）の提示が必要です。また、印鑑登録証明書の交付請求の際は、印鑑登録証を持参していただく必要があります。

【発行窓口】

① ～ ⑥の証明書発行窓口

中央庁舎 住民課 0964-46-2113（直通）

⑦ ～ ⑪の証明書発行窓口

中央庁舎 税務課 0964-46-2112（直通）

① ～ ⑪の証明書発行窓口

砥用庁舎 健康窓口課 0964-47-1115（直通）

東部出張所 0964-48-0101